

規制影響分析書

平成20年4月

規制の名称	新たな類型の感染症に対する規制の創設	
主管部局・課室	健康局結核感染症課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
個別目標	1	感染症対策の充実を図ること

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

新型インフルエンザは、これまで人から人へ感染しなかったインフルエンザウイルスが変異して、容易かつ持続的に人から人へ感染するようになるものである。
 人類に免疫がないために、感染力が極めて高いと想定され、まん延防止のための早期対応が必要であり、重要であると考えられている。
 特に鳥インフルエンザ(H5N1)については、そのウイルスが変異して新型インフルエンザのウイルスになるのではないかと危惧されている。
 いつどこで発生するか分からないことから、国内対策を規定した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)と、海外からの感染症の病原体の侵入を防ぐための検疫法(昭和26年法律第201号)の両者の改正により対応する必要がある。

現状・問題分析に関連する指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	鳥インフルエンザ(H5N1)の海外での発生数(単位:人)	4	46	98	115	88

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1は、WHO調査によるものである。
 【参考】国立感染症研究所感染症情報センターホームページ
http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/case200800/case080408.html

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的
<p>① 新型インフルエンザに変異する可能性及び罹患した場合の重篤性等を考慮し、鳥インフルエンザ(H5N1)を感染症法上の二類感染症として規定し、当該感染症の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行う。</p> <p>② 新型インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止のため、新型インフルエンザを、その感染力の高さに着目して、感染症法上の新たな感染症類型として規定し、当該感染症の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うほか、感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行う。</p> <p>※ 現行の感染症の類型の考え方については、別添1参照。</p>
根拠条文
・感染症法第6条、第18条、第19条、第20条

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

【国民への便益】(便益分類：A)

鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を最小限にすることができる。

【医療従事者等への便益】(便益分類：A)

鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症のまん延を防ぎ、患者の発生を最小限にすることができ、医療従業者の負担が軽減される。

【社会への便益】(便益分類：A)

鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を最小限にすることができる。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

【遵守費用】(費用分類：C)

鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者については、就業制限、入院勧告等の措置により、行動が制限されることとなる。また、新型インフルエンザに感染したおそれのある者については、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等により、自主的にはあるものの、さらに行動が制限されることもある。
これらにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなるのが想定される。

【行政費用】(費用分類：C)

鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザについて、これらの発生の状況等の調査や入院勧告等の業務に係る費用が発生するとともに、新型インフルエンザについては、さらに健康状態の報告要請等の業務に係る費用が発生する。
なお、本規制を設けない場合は、これら感染症がまん延した場合の被害を最小限に抑えることができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなることも想定される。

【その他の社会的費用】(費用分類：A)

本規制を設けない場合は、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザがまん延したときに膨大な数の患者が医療機関を受診することが想定され、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。
鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる医療資源の消費や経済的損失を最小限にすることができる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者を中心に、一定程度の行動が制限されるというコストが発生するとともに、これら感染症の発生の予防及びまん延の防止のために、少なからず行政資源や医療資源等が消費される。
しかしながら、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザがまん延した場合に生じる感染者や死亡者、経済的損失等の被害を考慮すると、これら感染症の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のもの

のとすることができる。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

インフルエンザ（H5N1）を感染症法上の二類感染症として規定し、就業制限、入院勧告等の措置を行う。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【国民への便益】（便益分類：A）

インフルエンザ（H5N1）の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を小さくすることができる。

ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、より多くの感染者や死亡者が生じることが予想される。

【医療従事者等への便益】（便益分類：A）

インフルエンザ（H5N1）の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症のまん延を防ぎ、患者の発生を減らすことができ、医療従業者の負担が軽減される。

ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、より多くの患者が発生するため、医療従事者の負担は軽減されない。

【社会への便益】（便益分類：A）

インフルエンザ（H5N1）の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を減少させることができる。

ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、経済活動の停滞による経済的損失等が生じることが予想される。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

インフルエンザ（H5N1）の患者については、就業制限、入院勧告等の措置により、行動が制限されることとなる。

これにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなるのが想定される。

【行政費用】（費用分類：C）

インフルエンザ（H5N1）について、その発生の状況等の調査や入院勧告等の業務に係る費用が発生する。

なお、本規制を設けない場合は、当該感染症がまん延した場合の被害を抑えることができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなることも想定される。

【その他の社会的費用】（費用分類：A）

本規制を設けない場合は、インフルエンザ（H5N1）がまん延したときに膨大な数の患者が医療機関を受診することが想定され、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。

インフルエンザ（H5N1）患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる医療資源の消費や経済的損失を減少させることができる。

ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、膨大な数の患者

により多くの医療資源が消費され、必要とされる医療が停滞し、社会全体の経済的損失も大きくなることが予想される。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

代替案によっても一定の効果は得られるが、新設する規制と比較すると、感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請を行うなどの新型インフルエンザの感染力の強さを考慮した対策は、講じられていない。さらに、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、感染者や死亡者の増加や医療資源の消費など甚大な被害が生じることが予想される。

以上により、新設する規制の方が、適切な手段であると考ええる。

5. 有識者の見解その他関連事項

平成19年12月7日に厚生科学審議会感染症分科会において、新型インフルエンザ対策を実施する上で、鳥インフルエンザ(H5N1)の患者について入院等の措置の対象とすること、新型インフルエンザについて発生直後から入院等の措置が行えるようにすること等を主旨とする提言、「新型インフルエンザ対策の充実について」(別添2参照)が取りまとめられた。

6. 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件

改正法の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、今般の改正に関する事項が感染症対策上必要かどうかについて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることを規定する。

現行の感染症法の対象となる感染症の定義・類型

別添 1

感染症類型	感染症名等	性 格	主 な 対 応 ・ 措 置	医 療 体 制	公費負担医療
新 感 染 症	[当 初] 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いた上で、都道府県知事に対し対応について個別に技術的指導・助言を行う。 1 類感染症に準じた対応を行う。	特定感染症指定医療機関 (国が指定、全国に数カ所)	全 額 公 費 (医療保険の適用なし) 負担割合 国 3/4 県 1/4
	[要件指定後] 政令で症状等の要件指定をした後に1類感染症と同様の扱いをする感染症				
1 類 感 染 症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 (7疾患) (法律で規定)	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	・医師の届出 ・原則入院 ・建物への措置、通行制限等、消毒等の対物措置	第1種感染症指定医療機関 (都道府県知事が指定) (各都道府県に1カ所)	医療保険を適用 自己負担分を公費負担 (自己負担なし) 負担割合 国 3/4 県 1/4
2 類 感 染 症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)(4疾患) (法律で規定)	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	・医師の届出 ・状況に応じて入院 ・消毒等の対物措置	第2種感染症指定医療機関 (都道府県知事が指定) (二次医療圏に1カ所) 結核指定医療機関	
3 類 感 染 症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス (5疾患) (法律で規定)	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症	・医師の届出 ・特定職種への就業制限 ・消毒等の対物措置	一般の医療機関	公費負担なし (医療保険を適用)
4 類 感 染 症	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ、ボツリヌス症、マラリア、野兔病その他政令で定める感染症 (41疾患) (法律・政令で規定)	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症	・医師の届出 ・動物の措置を含む消毒等の対物措置		
5 類 感 染 症	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、その他省令で定める感染症 (41疾患) (法律・省令で規定)	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	・医師の届出 ・感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供		
指 定 感 染 症	政令で1年間に限定して指定された感染症 (インフルエンザ(H5N1)を指定：平成20年6月11日まで)	既知の感染症の中で上記1～3類に分類されない感染症において1～3類に準じた対応の必要が生じた感染症(政令で指定、1年限定)	1～3類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置を実施(適用する規定は政令で規定する。)	1～3類感染症に準じた措置	

新型インフルエンザ対策の充実について

平成 19 年 12 月 7 日
厚生科学審議会感染症分科会

新型インフルエンザについては、政府の行動計画（「新型インフルエンザ対策行動計画」鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成 17 年 12 月策定、平成 19 年 10 月再々改定）や、専門家によるガイドライン（「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ 4 以降）」新型インフルエンザ専門家会議 平成 19 年 3 月策定）等を踏まえ、対策の一層の充実を図るために、以下の対策を講じるべきである。

記

1. **新型インフルエンザ化が危惧されている鳥のインフルエンザ（インフルエンザ（H5N1））について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の二類感染症に定め、患者の入院措置等を引き続き可能とすること。**

（説明）

インフルエンザ（H5N1）については、平成 18 年 6 月に政令を定め、検疫法に基づく検疫感染症と定め検査を実施するとともに、感染症法に基づく指定感染症として指定し入院措置等を可能としているが、同指定は平成 20 年 6 月 11 日を限り失効する。

インフルエンザ（H5N1）のヒトでの発生状況や致死率等を勘案すると、新型インフルエンザ発生前のまん延防止策として、平成 20 年 6 月 12 日以降も入院措置等を可能とすることが必要であり、感染症法上入院措置等が可能な二類感染症として規定することが必要である。

2. **インフルエンザ（H5N1）以外が新型インフルエンザとなる場合も含めて、新型インフルエンザの発生が確認された直後から、検疫時の患者の隔離や感染のおそれのある者の停留、国内発生時の患者の入院措置等の必要な措置が実施できるよう、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）及び感染症法上に、新型インフルエンザに関する規定を整備する。**

（説明）

新型インフルエンザは、人類に免疫がないために、罹患しやすく、また、症状が重篤となりやすいとされており、早期のまん延防止策の実施が重要であることから、発生後に法令を整備するのではなく、発生直後から対策が実施できるようあらかじめ法整備を行っておくこと

が必要である。

その際、鳥のインフルエンザはインフルエンザ（H5N1）に限られず、インフルエンザ（H5N1）以外が新型インフルエンザとなる可能性もあることから、いずれの場合にも対応できる規定とすることが必要である。

また、新型インフルエンザも一定程度流行すれば人類は免疫を獲得し、感染力や症状の重篤度は通常の冬季に流行するインフルエンザと同等のものとなると想定されることから、隔離・停留や入院措置等の人権制限が、感染力や症状の重篤度の変化に対応して随時必要な限度のものとしてできる仕組みとすることが必要である。

3. 検疫において、感染のおそれがある者を停留させる場合の停留先を医療機関以外の施設でも可能とする。

(説明)

現行の検疫法では、患者と同じ航空機に搭乗していた者など感染のおそれがある者について、そのおそれが高い場合には、一定の期間、停留を行うこととし、停留先を医療機関に限っているが、新型インフルエンザの想定される感染力の強さを踏まえると、停留が必要と判断される者が多数に上る場合も想定される。

停留を求められる者は、その時点において健康であること、限られた医療資源は有効活用を図ることが望ましいことから、新型インフルエンザに係る停留は、医療機関以外の施設においても可能とし、停留が必要と判断される者が多数に上った場合にも、停留先施設を確保できる仕組みとすることが必要である。

なお、実施にあたっては、当該施設においてどのような流れで停留を実施するか等について十分な検討を行い、必要に応じ当該施設の職員に対する研修や当該施設を使用した訓練を実施する等実効性を高める工夫を行うことが必要である。また、当該施設に対する補償を行うことも必要である。

停留先の施設とは事前の合意を得ておくことが原則であり、国は施設側の合意が得られるように尽力する必要があるが、緊急的な対応として、合意を待たずに施設を使用できる仕組みを設けるべきかどうか、憲法29条（財産権）との関係など法制的な問題も含めて検討を行う必要がある。

4. 国内発生時に、都道府県知事が、感染のおそれがある者に対し、健康状態の報告や外出自粛を要請する規定を整備する。

(説明)

新型インフルエンザは強い感染力を持つと想定されており、発生し

た場合の被害を最小限に留めるためには、通常の感染症対策に加えて、患者発生により迅速な把握や、感染のおそれの段階からの対応など、まん延防止策の充実が必要である。

現行の感染症法では、感染のおそれがある者に対して健康診断を実施することができるが、新型インフルエンザは潜伏期間中には健康診断を行っても病原体の検出が不可能と考えられている。

そのため、国内発生初期の段階など特にまん延防止を徹底することが必要な場合に、厚生労働省がその時点で把握している新型インフルエンザの性質や流行状況等を勘案して定める基準に基づき、都道府県知事が、

- ① 潜伏期間中にあると考えられる感染のおそれがある者に対して、健康状態の報告を要請し、発症した場合に迅速に把握できるようにすること、
 - ② そのうち感染のおそれが高いなど、まん延防止の必要性が高い者については、外出自粛を要請し、感染が広がるおそれを極力排除できるようにすること
- が必要である。

その際に、健康状態の報告要請及び外出自粛要請については、人権制限を必要最小限とし、かつ、実行可能性のある内容とするという観点から、以下の点を踏まえ、罰則等による義務づけは行わないこととする。

- 感染のおそれがある者は、あくまで「おそれ」がある者であり、感染しているかどうかは不確かであり、また、感染していた場合であっても、暴露したウイルスの量や健康状態によっては、発症せず他者に感染させないこともあり得、必ず感染力を持つわけではないこと
- 以下の取組により、罰則等による義務付けがなくとも、必要なまん延防止効果が得られると考えられること。
 - ・ 都道府県において、健康状態を随時調査することとすれば、異状を認めた時点で健康診断を実施することが可能であること
 - ・ 感染のおそれがある者のうち、患者と濃厚に接触し、感染のおそれが高いと考えられる者については、政府の行動計画に基づき、予防投薬を行うことが予定されているが、予防投薬に伴い都道府県の担当職員が定期的に対象者宅を訪問等し、服薬状況や健康状態を確認すること、その際にまん延防止のための外出自粛の必要性を説明することにより、効果的に外出自粛を促すことが可能と考えられること
- 罰則等による義務づけを行う場合は、その履行を担保するために、個人宅を常に監視する体制が必要であるが、そのような体制を組むことは実務上対応が困難であること

なお、運用に当たっては、要請する理由や内容を書面により通知す

る、外出自粛要請の際には食糧の確保に配慮する等実効性を高める工夫を行うことが必要である。

また、極めて初期の段階に、人口密度が低く交通量の少ない地域や離島等において新型インフルエンザが発生した場合等には、まん延防止のために、いわゆる「地域封じ込め」として、一定地域全体を対象に、まん延防止策を実施することが必要となる可能性があるが、その場合には、人権や実行可能性を考慮し、以下の対応を行うこととする。

- ① 当該地域の感染のおそれがある者全員に対し、
 - ・ 健康状態の報告及び外出自粛を要請するとともに、
 - ・ 予防投薬を実施し、かつ、
 - ・ 担当職員が定期的に居宅を訪問等し、服薬状況や健康状態を把握。
- ② すべての国民に対し、当該地域では新型インフルエンザが発生し、感染のおそれが生じていることを周知した上で、
 - ・ 当該地域全体について、会議の自粛、学校の休校、集会・興行等の自粛、職場での感染防止の徹底を要請し、かつ、
 - ・ 当該地域から外への移動や、地域内への移動の自粛を要請。

5. 都道府県知事と検疫所長の連携を強化し、発生国からの入国者が健康状態に異状を来した場合の迅速な対応を可能とする。

(説明)

現行の検疫法及び感染症法においては、発生国からの入国者のうち、感染のおそれがあるが、停留させるほどには感染のおそれが高くない者について、検疫所長が健康状態の報告を義務付け、健康状態に異状を来した場合にはその旨を都道府県知事に通知することとしている。

新型インフルエンザの想定される感染力の強さを踏まえ、健康状態に異状を来した場合により迅速な対応が可能となるよう、

- ① 検疫所長は健康状態の報告を義務付けた時点で都道府県知事に通知を行い、
- ② 通知を受けた都道府県知事は、厚生労働省がその時点で把握している新型インフルエンザの性質や流行状況等を勘案して定める基準に基づき、
 - (1) 必要に応じて当該者に対し健康状態の報告や外出自粛の要請を行うことができ、
 - (2) また、都道府県知事が当該者の健康状態の悪化を確認した場合等にその把握した状況を厚生労働大臣に通知する仕組みが必要である。

なお、実施に当たっては、個人情報適切な管理に努めることが必要である。

6. 航空会社等に対し、検疫の円滑な実施のために必要な協力を要請する規定を整備する。

(説明)

新型インフルエンザの発生時には相当の混乱が生じると想定されることから、無用な混乱を防止し、円滑な検疫を実施するために、航空会社等に対し、機内又は船内において、乗客に対し、検疫で必要となる書類を配布し、記入方法を示す、検疫手順の事前説明を行う等の必要な協力を要請する規定を整備することが必要である。

7. その他、

○日本が発生国となった際に、出国検疫（感染症の患者が出国しないようにする取組）の実施を国際社会から求められることが想定されるが、どのような対応を行うべきか、

○プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザ化する前のウイルスを使用して製造するワクチン。国において現在備蓄を進めている。）やパンデミックワクチン（新型インフルエンザ発生後に新型インフルエンザウイルスを使用して製造するワクチン）の接種を具体的にどのように進めていくのか、

○また、プレパンデミックワクチンは、あくまで新型インフルエンザ化する前のウイルスを使用するものであり効果が確実でないこと、加えて、新しいワクチンであり、副反応事例が積み重ねられておらず、思わぬ副反応が生じる可能性が否定できないことから、

・全国民に対しては、より効果の確実なパンデミックワクチンの接種を呼びかけることとし、

・パンデミックワクチンが製造されるまでの間は、患者の治療や社会機能の維持のために労働せざるを得ない医療従事者や社会機能維持者に対しプレパンデミックワクチンの接種を呼びかけ、最低限の社会機能を維持しつつ、社会活動の自粛を要請する等により、感染拡大を防ぐこととしているが、

この点について、国民の理解が得られるよう十分な周知をどのように進めていくか、また、この点も含め、国民に対する情報提供の充実をどう図っていくか、

○新型インフルエンザ発生時には、第一に、水際対策の充実が重要となるが、医師、看護師等の確保を含め、検疫業務の実施体制をどうするか、また、発生地域から来航又は発航する国際航空機・旅客船の運航自粛を具体的にどう行うか、

○各地域における医療提供体制をどのように確保するか、等新型インフルエンザ対策について種々の状況を想定してより詳細で具体的な検討を進めることが必要である。

また、分科会では、新型インフルエンザ対策に関してではないが、感染のおそれがある者に対する健康状態の報告要請や外出自粛の要請、都道府県知事と検疫所長との連携強化については、今後、新型インフルエンザ以外にも、感染力が極めて強い、罹患した際の症状が極めて重篤であるなど、まん延防止を徹底しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を及ぼす事態が生じることも考え得ることから、必要が生じた場合に他の感染症についても活かせるような規定とできないか検討すべきとの意見があった。

以上